

投 稿 規 定

日本体育・スポーツ経営学会会則第3条(3)に定められた機関誌「体育・スポーツ経営学研究」の発行の事業を行うため本規定を定める。

I. 和文規定

1. 本誌への投稿は原則として日本体育・スポーツ経営学会会員に限る。ただし、「体育・スポーツ経営学研究」編集委員会（以下「本委員会」という）が必要と認めた場合には、会員以外にも論文を依頼することができる。
2. 論文の種類は、体育・スポーツ経営学に関する総説、原著論文、研究資料、調査・実践報告、問題提起、書評、内外の研究動向のいずれかとする。投稿論文は体育・スポーツ経営学研究領域における完結した未発表のものであり、他誌に投稿中でないものに限る。

ただし、日本体育・スポーツ経営学会大会等における口頭発表やその資料の内容を充実させた論文、あるいは各種研究助成金の交付を受けた研究をまとめた論文は、投稿することができる。

3. 論文は本委員会の定める査読委員による審査を受けるものとする。論文の掲載可否および掲載時期は、本委員会において決定する。
4. 本誌に掲載された原稿は原則として返却しない。
5. 投稿論文の原稿はワードプロセッサで作成するものとし、A4判横書き、全角40字20行（欧文綴及び数値は半角）のページ設定とする。原稿は、原則として、本委員会が別に定める「投稿の手引き」に従って作成する。
6. 投稿論文の規定ページ数は次の通りとする。
 - 1) 総説、原著論文、研究資料については、表紙と欧文抄録の和訳を除き、図表、欧文抄録、引用文献、注等を含めて30ページ以内とする。
 - 2) 調査実践報告、問題提起、書評、内外の研究動向については、表紙を除いて15ページ以内とする。
 - 3) 上記1) 2) の規定ページ数を超過した場合、あるいは特別な印刷を要した場合には、その実費を投稿者が負担する。ただし、規定ページ数の1.5倍を超える原稿は受け付けない。
7. 図表が刷り上がり3ページを超えた場合にはその超過分を、図表の印刷に特別の費用を要した場合にはその費用を、投稿者が負担する。また、図表の印刷は白黒を原則とし、カラー図表の印刷に要する費用は投稿者が負担する。
8. 図表には、それぞれに通し番号とタイトルをつけ、本文とは別に番号順に一括する。図表の挿入箇所は、本文中にそれぞれの番号を明記する。

9. 本文の項目分けの順序は次のようにする。
I、II-1、2-1)、2) -①、②
10. 本文中での文献の記載は、原則として著者・出版年方式(author-date method)とする。また文献リストは、本文の最後に著者名のアルファベット順に一括する。引用および注記の方法は、原則として、本委員会が別に定める「投稿の手引き」に従う。
11. 総説、原著論文、研究資料の原稿には、別紙として欧文（原則として英語）による500語以内の抄録を添える。同時に、欧文抄録の和訳文を添付する。
12. 投稿論文のページには通し番号をつける。原稿の表紙ページには、本委員会が別に定める「投稿の手引き」に従って必要な事項を記載する。
13. 論文の作成に際する被験者の取り扱いについて、人権擁護・動物愛護の立場から十分注意する必要がある場合には、実際に配慮した点を論文中に明記する。
14. 公平な審査を期するため、謝辞および付記等は論文の受理後に書き加える。
15. 本委員会より訂正を求められた論文は4週間以内に再提出すること。これを超えて再提出された場合には新たに投稿された論文として受け付ける。
16. 投稿は、プリントアウトした紙媒体による投稿あるいは電子メールによる投稿のいずれかとする。紙媒体による投稿の場合には、オリジナルとコピー3部の計4部を提出する。電子投稿の場合は、「Word」「Excel」「PowerPoint」のいずれかのソフトで作成・保存したファイルを提出する。
17. 公開される論文の著者校正は1回とする。著者校正の際、印刷上の誤り以外の字句の修正や、投稿原稿にない字句の挿入および図表の修正は原則として認められない。
18. 冊子における論文の別刷を希望する投稿者は、著者校正の際に必要な部数をゲラ刷の表題ページに明記する。ただし、この場合の経費は投稿者の負担とする。
19. 本誌に掲載された論文の著作権は、日本体育・スポーツ経営学会に帰属するものとする。ただし、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。
20. 論文の投稿は随時受け付ける。投稿論文は、下記学会事務局に送付する。

〒305-8574 茨城県つくば市天王台1-1-1 筑波大学体育・スポーツ経営学研究室内

日本体育・スポーツ経営学会事務局

Tel & Fax : 029-853-6363 E-Mail : jimukyoku@jsmpes.jp

II. 欧文規定

- 1～4. 和文規定に同じ。
5. 投稿論文の原稿は、欧文（原則として英語）とし、A4判の用紙にダブルスペースで印字する。手書き原稿は不可とする。本文は、80字20行のページ設定とする。原稿は、原則として、本委員会が別に定める「投稿の手引き」に従って作成する。
- 6～10. 和文規定に同じ
11. 総説、原著論文、研究資料の原稿には、別紙として和文による600字以内の抄録を添

える．同時に，欧文抄録の和訳文を添付する．

12～20. 和文規定に同じ

附 則 この規定は、昭和 59 年 2 月 11 日より適用する。
 この規定は、昭和 62 年 7 月 27 日より適用する。
 この規定は、平成 2 年 3 月 10 日より適用する。
 この規定は、平成 4 年 8 月 1 日より適用する。
 この規定は、平成 11 年 12 月 15 日より適用する。
 この規定は、平成 19 年 3 月 17 日より適用する。
 この規定は、平成 27 年 3 月 20 日より適用する。